

# 審議した主な議案

## 平成23年度一般会計補正予算(第2回)

平成23年6月3日の本会議で上程、予算特別委員会に付託され、16日と22日の委員会審査のうえ、27日の本会議で可決しました。

委員会では、市民交流センターで2度のコンサートを実施するための芸術文化事業委託料(1千511万8千円)をめぐる、コンサートの目的、実施時期、収支等に多数の質疑が出て、活発な議論が交わされました。

この審査状況から、委託料を削除する訂正案が21日の本会議で市長から、同趣旨の修正案が22日の委員会と27日の本会議で議員から提案されましたが、いずれも否決の上、27日の本会議における起立採決の結果、原案を可決しました。

なお、同日の本会議では、受託水道事業特別会計の補正予算も簡易採決により可決しています。

その他、歳出の主な内容と予算額は、次のとおりです。

◆安全・安心メール配信委託料(56万7千円)  
現在実施している安全・安心メールの取扱件数の増加により、委託料を増額します。

◆市民交流センター保留床等評価手数料(66万3千円)  
市民交流センターの取得価格の妥当性を判断するため、保留床部分、付帯設備、備品の価格を評価します。

◆環境配慮型住宅の維持管理に要する経費(88万6千円)  
貫井南町に建設している環境配慮型住宅の消耗品費、高熱水費、備品購入費など、維持管理のための経費です。

◆緊急雇用創出事業に要する経費(161万2千円)  
離職を余儀なくされた方などに対して、短期の雇用や就業機会(養育指導訪問員など)を提供するための経費です。

◆災害対策費(5千806万7千円)  
災害対策として備蓄品を補充し、家具転倒防止器具の取り付けを委託する経費です。

◆教育指導等に要する経費(260万円)  
東京都から指定された市内小中学校のスポーツ教育推進校と環境教育実践推進校での講師の謝礼などの経費です。

平成23年6月3日の本会議で設置をして、16日と22日の2日にわたり、一般会計補正予算1件と特別会計補正予算1件の審査を行いました。

審査にあたった委員は次の12名です。

◎青木ひかる ○水上 洋志  
遠藤百合子 渡辺ふき子  
片山 薫 露口 哲治  
紀 由紀子 森戸 洋子  
宮崎 晴光 鈴木 成夫  
斎藤 康夫 渡辺 大三  
◎委員長 ○副委員長

### 反対討論(要旨)

**渡辺大三(みどり・市民)**  
市民交流センターで行う2つのイベントで発生する赤字が実に約1千200万円にもなり、それを市民の税金で穴埋めする内容の予算なので反対する。多摩各市の主催事業は、事業費に占める入場料収入の割合が68%だが、市長提案の事業はわずか20%。まさしくバラマキ財政の復活である。災害対策に要する経費のレベルアップ額を、赤字穴埋め額が上回っている。災害対策など緊急性のある施策への予算配分を優先するべきである。

**片山 薫(みどり・市民)**  
芸術文化事業委託料について多くの議員から、住民投票前の市民交流センターでの主催事業への疑問、財政状況や芸術文化振興施策全体から事業費がアンバランスであることが指摘され、事業費やコンセプト、開催時期の見直しが求められた。議論を経て市長が訂正案を提案した姿勢は、本来の二元代表制を機能させる上で重要と評価する。訂正が承認されなかったのは残念。芸術文化事業は議論を踏まえて再構築すべきである。

**賛成討論(要旨)**  
私達は交流センター取得に賛成であり、二件の文化事業にも異論は無い。しかし、市長が取得を住民投票に丸投げすることは問題と考え、機構の瑕疵による自主事業の費用は、機構が負担すべきとの観点から厳しく質疑を行った。市長はその結果文化事業を外した訂正案を提案したが、自らベストとする予算案を議会の議論に迎合する提案姿勢は容認できず、これを否決した。しかし、市民要望実現のため、不本意ながら原案に賛成する。

**反対討論(要旨)**  
原案に反対の討論をする。まず、小金井市が交流センターを購入するか否か意思決定していない段階での市主催事業は行うべきでない。次に、75万円の経費に対して入場料収入が220万円と費用対効果が適切でない。「東日本大震災メモリアルコンサート」は、被災地が復旧、復興、再建を目指している時期には、明るく活気に満ちた応援イベントが相応しい。多額な予算ではなく、チャリティーが良い。

**賛成討論(要旨)**  
賛成の理由の第1は、災害対策等の市民の命を守るための予算である。備蓄倉庫の備品・家具転倒防止器具等取付事業・安全安心メール配信の

た自主事業で、本来はURが財源措置すべきで市が肩代わりすることにならない。防災や市民生活にこそ、この事業費は活用すべきである。

**宮崎晴光(民主・市民)**  
私達は交流センター取得に賛成であり、二件の文化事業にも異論は無い。しかし、市長が取得を住民投票に丸投げすることは問題と考え、機構の瑕疵による自主事業の費用は、機構が負担すべきとの観点から厳しく質疑を行った。市長はその結果文化事業を外した訂正案を提案したが、自らベストとする予算案を議会の議論に迎合する提案姿勢は容認できず、これを否決した。しかし、市民要望実現のため、不本意ながら原案に賛成する。

**賛成討論(要旨)**  
原案に反対の討論をする。まず、小金井市が交流センターを購入するか否か意思決定していない段階での市主催事業は行うべきでない。次に、75万円の経費に対して入場料収入が220万円と費用対効果が適切でない。「東日本大震災メモリアルコンサート」は、被災地が復旧、復興、再建を目指している時期には、明るく活気に満ちた応援イベントが相応しい。多額な予算ではなく、チャリティーが良い。

**賛成討論(要旨)**  
賛成の理由の第1は、災害対策等の市民の命を守るための予算である。備蓄倉庫の備品・家具転倒防止器具等取付事業・安全安心メール配信の

各々拡充である。第2は、「小金井市芸術文化振興条例」に基づく芸術文化の予算である。海外アーティストの「プレミアムコンサート」と「東日本大震災メモリアルコンサート」の自主事業。第3は環境の予算で環境配慮型住宅維持管理費。以上のことから必要であると判断し、賛成する。

**露口哲治(自民党小金井)**  
市民交流センターは、10年前から市民参加で検討が進められ、補助金が投入され、26億円に及ぶ権利床も入っている。既に建築確認を終えて駅前に現存する。

今回の補正予算ではこの市民交流センターを使い、市の芸術文化振興条例に従った2つの委託事業費約1千500万円が計上されている。市民の誰もが芸術文化を鑑賞し、創造し、参加できる環境整備こそ行政の役割であり、これを実現する予算となっている。

**特別職の給与に関する条例及び小金井市教育委員会事務局等職員給与と条例の特例に関する条例(議員提案)**  
6月28日の本会議で議員から提案されました。

平成23年7月1日から平成24年3月31日まで、市長の給料月額を20%(96万5千円を77万2千円に)、副市長と教育長の給料月額をそれぞれ10%(副市長82万5千円を74万2千5百円、教育長76万5千円を68万8千5百円に)引き下げるものです。

起立採決の結果、否決となりました。

なお、3日の本会議で、佐藤市長の任期中は市長、副市長及び教育長の給料月額を議員案と同額で引き下げ、また、市長の退職金を支給しないことを盛り込んだ条例案が市長から提案されました。「特別職の給与に関する条例の特例に関する条例」、「小金井市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例」

本案は、総務企画委員会に付託の上、21日と22日に審査しましたが、継続審査となりました。

**中山克己(自民党小金井)**  
二元代表制の下、市民から直接選ばれた市長自らが選挙公約とした「市長給与20%カット」は準備ができず、就任後、6月定例議会まで提案されないまま、6月1日付基本給料月額が反映する市長期末手当も減額されない結果となった。選挙公約で言及したことは市長自身の認識と判断によるものであるからこそ、現在、委員会に付託され継続審査となっている市長提出議案に代わり、市長公約の即実行となる本議員案に賛成する。

6月1日の本会議で市長の施政方針が表明されました。そこで行われたごみ処理問題に関する質疑で、選挙公報等の「4年間で20億円のごみ処理費用」を「ムダ使い」として記述が不適切な表現であったとして、市長から謝罪がありました。謝罪と撤回に関する記事は6月15日号の市報などに掲載されています。

市議会では、その指摘により市長が謝罪と撤回を表明したことを、市長のごみ処理問題に取り組み姿勢の表明として受け止める一方で、ごみ処理施設周辺の住民や関係者との信頼関係を損ねたことに関して、28日の本会議で「佐藤市長の市長選挙公報等におけるごみ処理問題での主張に対する猛省を促し、早期に安定的なごみ処理体制の確立を図ることを求める決議」を可決しました。

これを受け、その反省と安定的処理体制確立への決意を明確にするため、7月に市長に支払われる給料を77万2千円に減額する条例案が同日の本会議で市長から提出され、可決しました。

**市税条例の一部を改正する条例**  
地方税法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、本条例の一部について改正を行うものです。主な改正点は、住宅ローン控除の適用を受ける住宅が大震災により滅失等しても、控除期間の残存期間について、住宅ローン控除を継続適用できるようにするものです。2点目は、今震災により滅失・毀損した住宅の敷地(被災住宅用地)については、平成24年度分から平成33年度分まで当該敷地を住宅用地とみなし、その特例を適用するものです。

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例

平成23年7月に小金井市長に支給する給料の特例に関する条例